

宇都宮市老人福祉センター条例施行規則

○宇都宮市老人福祉センター条例施行規則

昭和45年3月31日

規則第11号

改正 昭和47年3月第10号

(題名改称)

昭和47年6月第43号

昭和48年4月第28号

昭和51年3月第13号

昭和55年3月第11号

昭和58年3月第12号

平成元年3月第8号

平成5年3月第18号

平成9年12月第47号

平成17年6月第56号

(題名改称)

平成19年3月第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市老人福祉センター条例（昭和45年条例第11号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭47条例10・平17規則56・一部改正)

(利用時間)

第2条 宇都宮市老人福祉センターことぶき会館、宇都宮市老人福祉センターふれあい荘、宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘、宇都宮市老人福祉センターすこやか荘及び宇都宮市上河内老人福祉センター（以下「センター」と総称する。）の利用時間は、次のとおりとする。

施設名	利用時間
宇都宮市老人福祉センターことぶき会館	午前9時30分から午後4時まで
宇都宮市老人福祉センターふれあい荘	
宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘	
宇都宮市老人福祉センターすこやか荘	
宇都宮市上河内老人福祉センター	午前9時から午後4時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(平19規則8・全改)

(休日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

宇都宮市老人福祉センターことぶき会館	(1) 月曜日
	(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この項において「法」という。）に規定する国民の祝日。ただし、当該日が前号に定める日に当たるときは、その翌日とする。
	(3) 12月29日から翌年の1月3日まで
宇都宮市老人福祉センターふれあい荘	(1) 日曜日
宇都宮市老人福祉センターすこやか荘	(2) 法に規定する国民の祝日の翌日。ただし、当該日が前号に定める日に当たるときは、その翌日。
	(3) 12月29日から翌年の1月3日まで
宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘	(1) 水曜日
	(2) 法に規定する国民の祝日。ただし、当該日が前号に定める日に当たるときは、その翌日。
	(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

宇都宮市老人福祉センター条例施行規則

宇都宮市上河内老人福祉センター	(1) 土曜日及び日曜日
	(2) 法に規定する国民の祝日
	(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。この場合においては、7日前までに公示しなければならない。

(昭47規則10・昭48規則28・昭55規則11・昭58規則12・平元規則8・平5規則18・平9規則47・平17規則56・平19規則8・一部改正)

(利用証の貸与の禁止等)

第4条 利用証の交付を受けた者は、利用証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 利用証を紛失し、若しくは破損したとき、又は利用証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(昭55規則11・追加、平元規則8・旧第4条の2繰上)

(料理実習室の使用許可の申請)

第4条の2 条例第5条第1項の規定により料理実習室の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可したときは、当該申請人に対し、使用許可書を交付するものとする。

(平元規則8・追加)

(売店等の施設使用許可の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により売店等の施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可したときは、当該申請人に対し、使用許可書を交付するものとする。

(昭58規則12・一部改正)

(上河内附属施設の使用許可の申請)

第5条の2 条例第6条の2第1項の規定により、上河内附属施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請について、適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(平19規則8・追加)

(使用料の減免申請)

第6条 条例第7条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、センターを利用する者にあつては事前に、料理実習室及び売店等の施設を使用する者にあつては使用許可申請の際に、使用料減免申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の減免申請があつた場合において、減免すべき正当な理由があると認めたときは、申請人に使用料減免許可書を交付するものとする。

(昭47規則10・昭55規則11・昭58規則12・平元規則8・一部改正)

(守るべき事項)

第7条 条例第8条の規定により市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター内においては、公序良俗を乱すような行為をしないこと。
- (2) 許可なく物品の展示、販売その他商行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気を使用したり、又は喫煙したりしないこと。
- (4) 許可なくセンター内において印刷物、ポスター等を掲示又は配布しないこと。
- (5) 使用する設備及び物品は、ていねいに扱うこと。
- (6) その他管理者の指示に従うこと。

(昭47規則10・昭55規則11・一部改正)

(使用許可の取消し等)

宇都宮市老人福祉センター条例施行規則

第7条の2 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、使用を制限し、若しくは停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他市長が管理上必要があると認めたとき。

(平元規則8・追加, 平19規則8・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第8条 条例第10条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条第2項、第4条の2及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則56・全改)

(様式)

第9条 この規則に規定する利用証、申請書等の様式は、別に定める。

(昭58規則12・追加)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(昭58規則12・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月28日規則第10号)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 改正後の宇都宮市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例施行規則の規定による文書の様式については、在庫品に限り、当分の間従前の様式を用いることができる。

附 則 (昭和47年6月24日規則第43号)

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月23日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月26日規則第13号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月22日規則第11号)

この規則は、宇都宮市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第12号）の施行の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月23日規則第12号)

この規則は、宇都宮市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第10号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成元年3月23日規則第8号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月5日規則第8号)

この規則は、平成19年3月31日から施行する。